

令和 3 年 1 月 21 日

各放課後児童クラブ代表者 様

那覇市こども政策課長

沖縄県緊急事態宣言の発出に伴う放課後児童クラブの対応について（協力依頼）

平素より新型コロナウイルス感染症予防対策に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

この度、沖縄県緊急事態宣言を受け、国の示す「放課後児童クラブについては、保護者が働いており、家に 1 人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、感染の予防に留意した上で、原則開所」という社会的役割と現状を鑑み、**1月20日～2月7日の期間**、本市の放課後児童クラブの対応について検討した結果、下記のとおりと決定しました。

各放課後児童クラブにおかれましては、保護者の皆様に御周知くださいますようお願いいたします。

なお、本決定事項は、1月20日現在であり、変更があり得ることを申し添えます。

記

- 1 感染防止対策を徹底しながら、通常開所とします。
- 2 感染リスク軽減のため、留守番が可能な児童や一時的に自宅保育が可能な児童がいる場合には、保護者に対し家庭保育等の協力をお願いしてください。なお、本市からの別添の協力依頼文も発出しますので説明時に保護者への配付をお願いします。
なお、本通知に基づく協力依頼については、制度上保育料の減免の対象とはなりませんので、ご了承ください。
- 3 入所説明会、面接等、普段放課後児童クラブと行き来がない人を放課後児童クラブに集める行事については、緊急事態宣言期間は原則「延期」としますが、やむを得ず実施する場合は、分散開催等、ソーシャルディスタンスを確保し、3密にならないよう工夫の上、検温、マスク着用、手指消毒を確実に実施して開催してください。
- 4 各放課後児童クラブの職員の皆様におかれましても、県の緊急事態宣言にもあるように、「不要不急の外出の自粛の徹底」をしていただくとともに、これまで同様、感染防止の基本である3密対策、こまめな換気、マスクの着用、丁寧な手洗い等の徹底をお願いいたします。

- 5 「家族に罹患者が確認された」「PCR検査を受けた」「保健所から濃厚接触者として特定された」場合は、直ちにこども政策課までご連絡をお願いします。